

総行行第144号
令和6年3月26日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条の
国会への意見書の提出時における議会を確認するための措置について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。）により、住民から議会への請願書の提出や、議会から国会への意見書の提出など、法令上、文書等により行うことが規定されている手続については、これらの規定にかかわらず、オンラインにより行うことが可能とされたところですが、これらの改正規定については、改正法附則第1条及び改正規則附則第1条により、本年4月1日から施行することとされました。

改正規則による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の8において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に規定する国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により、意見書を提出した議会を確認するための措置を講じなければならないこととされています。

この度、衆議院事務局議事部請願課長及び参議院事務局議事部請願課長より、別添のとおり定める旨通知がありましたので、お知らせいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村議会事務局に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。